



いじめ問題を考える

教育PRO編集委員、NPO法人ERP教育研究所 宮坂 政宏

大津いじめ事件が法(いじめ対策)と制度(教育委員会制度)を変えた。が…

平成23年大津で起きたいじめ事件を記憶されている方も多いだろう。陰惨ないじめの末、平成23年10月中学校2年生の男子生徒が自殺した事件だ。この事件が投げかけた課題は大きかった。というのも、度を越した暴力・暴言・金銭要求によるいじめの内容もさることながら、行政の対応のまずさ(隠蔽体質)もあり、個別の事象を超え、結果として、いじめ防止対策推進法の制定に加え、道徳教育の充実、さらには、教委制度の改革(地方教育行政の組織及び運営に関する法律改正)、などにつながるなど、生徒指導の在り方だけでなく教育行政をも大きく変えた。

しかし、殊いじめに関しては、これで収束を迎えたわけではなかった。文部科学省は数々の施策を打ち出したものの、その後も次々と未来の命が失われ、いじめの深刻さ、対応の難しさが一層浮き彫りになった。例えば、いじめを理由とした自殺の推移を見ると平成19年6人、平成20年3人、平成21年2人、平成22年4人、平成23年4人、平成24年6人、平成25年9人、平成26年5人、平成27年9人、であり、23年までの平均が3.8人であるのに対して、大津事件後の24年から27年の平均は7.3人と大きく上回っている。

いじめ問題への政策的対応の経緯

いじめの問題への対応の難しさはこれまでの経緯を振り返ってもよくわかる。いじめの問題が顕著に問題視されたのは、昭和50年代、子どもたちの問題行動(非行、対教師暴力、校内暴力、文部省:当時、の用語をそのまま使用。)が次々に起こり、学校が荒れ、「教育荒廃」と呼ばれた頃からだ。当時、事態を重く見た政府は臨時教育審議会を設置(昭和59年)、国を挙げた総合的教育改革に乗り出したほどだ。昭和60年には、年明けからいじめによる自殺事件が相次いだ(判明しただけで3月末までに4件)。このため、文部省(当時)は「児童生徒の問題行動に関する検討会議」を設置。6月に緊急提言「いじめの問題の解決のためのアピール」を打ち出すとともに初等中等教育局長通知を発出し、いじめ指導の充実を訴えた。この中でいじめの問題に関する基本認識、学校、教委、家庭において緊急に取り組むべきポイントを提言している。ちなみに、学校に対しては「緊急に取り組むべき5つのポイント」として①全教師がいじめの問題の重大性を認識し、実態に眼を向ける。②学校に児童生徒の悩みを受け入れる場を作る。③学校全体に正義をいきわたらせる。④生き生きした学級、学校作りを推進する。⑤家庭や地域との連携を強化する。「家庭において配慮すべき3つのポイント」として①親は、し

つけを見直し、子どもにしっかりと身につけさせる。②親は、子どもの日常生活に十分な目配りをする。③親は、子どもに対して一面的な評価に陥らず、それぞれの個性・特性を生かすよう配慮する——というもの。少し時代を感じさせる。

臨時教育審議会でも10月に会長談話を発し、「省庁・関係機関が総合的に対策」、「学校が一致協力し取り組む」「多様な個性へ配慮」、「家庭の役割」、「学校の教育条件」、「家庭や地域等子どもの生活の場など教育環境の人間化」、などを求めるに至った。文部省はこれを受け初中局長通知を発し、各学校のチェック、公立小・中・高校を対象とするいじめの実態調査を開始した。

この後も幾度も同様の対応策が打ち出されている。この辺りは省かせていただく。そして、時代が下り、平成18年には「いじめ」そのものの定義が変更された。それ以前は「自分より弱者に対して一方的に、身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、相手が深刻な苦痛を感じているもの」としていたが、新たな定義は「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。」とした。この変更点について国は、①『いじめられた児童生徒の立場に立って』とは、いじめられたとする児童生徒の気持ちを重視すること②『一定の人間関係のある者』とは、学校の内外を問わず、例えば、同じ学校・学級や部活動の者、当該児童生徒が関わっている仲間や集団(グループ)など、当該児童生徒と何らかの人間関係のある者③「攻撃」とは、「仲間はずれ」や「集団による無視」など直接的に関わるものではないが、心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものも含む④「物理的な攻撃」とは、身体的な攻撃のほか、金品をたかられたり、隠されたりすることなど、と注記している。

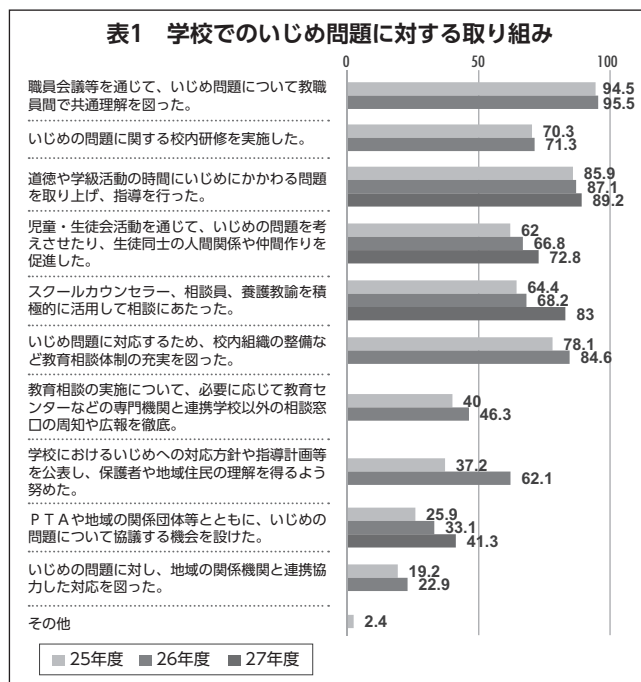
これ以降も、いじめ対策の施策、教育再生会議・中教審・有識者会議からの提言、調査、文部科学省通知、研修資料が数多く出されている。いじめ関連の「通知」だけでも大津事件が大きな社会問題になった平成24年までに15本も出されている。

大津いじめ事件の後には、いじめ防止対策推進法の施行、地教法の改正(教育委員会制度の改革)、道徳教育の充実など大掛かりな改革も行われた。この間の学校現場の取り組みも進み、いじめの日常的な実態把握の具体的な方法、いじめの問題に対する日常の取組(表1)も進みつつある。

このように、いじめ防止対策推進法が施行され、学校現場でもいじめへの対応が大きく改善されてきた。ところが、25年以降もいじめ自殺はなりを潜めるどころか、以前にもまして頻発する。先述の通り25年9件、26年5件、27年9件、と合わせて23人もいのちが失われ

ているのだ。また、文部科学省が事業レビューで掲げた定量的な成果目標「いじめの認知件数に占める、いじめの解消しているものの割合」が、目標値90%になかなか到達せず、横ばいを続けている。（24年度89.4%、25年度88.1%、26年度89%）

表1 学校でのいじめ問題に対する取り組み



「子どもと向き合えない」背景＝教員の多忙

いじめ事象への対応で大切なことは、起こってからの解消に向けた努力もさることながら、平素から予防や発見に力を注ぐことであることは言をまたない。

ただ、いじめは「どの学校においても起こりえるもの。また、だれもが被害者にも加害者になり得る」ものであるが、特徴として「見つけにくい」ばかりか「日常生活の延長上で生じ、当該行為がいじめか否かの逸脱性の判定が難しい」。教員には問題行動の「すべての児童生徒には問題行動の要因が潜在している可能性があるということ」を常に念頭に置き、「児童生徒が発する小さなサインを見逃すことのないよう日ごろから丁寧に児童生徒理解」「表面の行動に惑わされることなく内面の感情に思いをはせ、違和感を敏感に感じとる必要」「児童生徒の声が教員に届くように、相談したいという信頼関係を日常的に築く」ことが求められている（以上「内は文部科学省「生徒指導提要」を引用）。なるほど一つ一つの指摘は確かだが、「潜在する要因を常時念頭に置き、小さなサインすら見逃さない」とは、言うは易いものの、実践レベルではなかなか困難である。その大きな要因は多くの実態調査で明らかになっており、教員が子どもに十分向き合えていないことであろう。

その背景には教員の多忙な実態がある。

文部科学省が先日発表した「教員勤務実態調査」では、教員の1日当たりの学内勤務時間は、小学校は平日11時間15分、土日1時間7分、週当たり57時間25分で、前回調査（2006年度）より4時間9分増加。また、中学校は平日11時間32分、土日3時間22分、週当たり63

時間18分で、前回調査（2006年度）より5時間12分増加した。小学校、中学校ともに、過労死ラインである月80時間を越す（今回の調査では1週間当たり60時間超）教員は小学校で37.5%、中学校では57.7%も存在する。今や学校現場は慢性的な過労状態にあるといえる。しかし、これだけ働いているにも関わらず、生徒指導の時間は減少（平日。小学校1日あたり16分減、中学校8分減）している。平成18年度の調査後、文部科学省は「平成18年度に実施した教員勤務実態調査によると、残業時間は1か月当たり平均約34時間に及んでいること、学校の運営にかかわる業務や外部対応など子どもたちと直接かかわることのない業務に、1日当たり平均2時間程度と多くの時間が割かれていることなどが分かり、教員の子どもの向き合う時間を拡充することが喫緊の課題」（平成19年文部科学白書）「学校や教員に求められる役割が増加する中で、教員が新たな教育課題に対応し、教科指導や生徒指導などの教員としての本来の職務を着実に遂行していくためには、授業研究や授業準備、個別指導のための時間など、教員が子供と向き合える時間を確保するとともに、教員一人一人が持っている力を高め、発揮できる環境を整えていくことが急務」（文部科学省平成27年「学校現場における業務改善のためのガイドライン」）としていたが、今回の調査結果を見ても、同じ課題が延々と持ち越されている。実際、もっと時間を割きたいこと、として、子どもと向き合うことを多くの教員が求めていることも事実である。

たとえば、平成24年11月に、毎日新聞は「いじめ事案への対応に不十分な条件」について教員対象に調査をしているが（N=104）、この中で「1人で対応できないレベルのいじめ事案」に対応する際、不十分と思うものは「時間」と答えた者が69人（66.3%）、人手が43人（41.3%）であった。子どもと向き合う時間とともに、教員の絶対量が必要、と答えていることがわかる。

多忙化の解消策として、組織マネジメントによる業務改善、外部人材によるサポート等による省力化、「チーム学校」による組織的分業による効率化、などが進められつつある。

学校現場からは、外部人材によるサポートを歓迎する声もあるが、指導以外の業務に関しては、現実的にはそれほど大きな軽減につながらない。また、部活動や生徒指導に関しては、学校教育活動と切り離れた形で外部人材が一部分のみかかわるより、たとえ負担は大きくとも教育効果の上がる選択肢を望む教員も多い。また、仮に、多少の改善はあったとしても先述の通り本来取り組むべき仕事に割り振られるだけであり、依然多忙の実態は変わらない。定数の改善が一番の課題である。

もう一点は、教員でいうなら専門性を高めることであろう。詳細は別の機会に述べるが、いじめの予防のための日常的な取り組み、発見の手法、から、いじめが認められた際のいじめられた側、いじめた側、双方への適時適切な対応・解決に向けた取り組み、校内組織・保護者はもちろん、専門家や関係機関との連携、などが求められることから、専門的な知識、手法、様々な人的社会的な資源の活用、が必要となる。（本会理事）